

## 相談内容

ネット通販で注文した商品が届かず、業者からは〇〇ペイで返金すると連絡があった…。

ネット通販でDVDを注文し、代金1万円はサイトの指示通り銀行振込で支払いました。その後、商品が届かず、業者から「欠品のため〇〇ペイで返金する。LINEで連絡を取るように」とメールが届きました。指示されるまま〇〇ペイで返金手続きを行ったところ、1万円を代行業者に送金してしまってきました。現在、注文したサイトは見当たりません…。（20代男性）

## アドバイス

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！  
通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。

## チェックポイント

以下のようなサイトは詐欺サイトである恐れがあります。

- ✓ サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ✓ 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ✓ 価格が通常より安い、大幅に値引きされている。
- ✓ 支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている。
- ✓ 振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ✓ キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- ✓ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。

万一本屋にあつたら、一人で悩まないで、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン局番なし「188(いやや)」で、お近くの相談窓口につながります。

※土日祝日についても、年末年始を除き原則毎日ご利用いただけます。

全国共通の電話番号  
「消費者ホットライン」

188

発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住いの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住いの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)